

○休職の時期に関する規則

平成7年11月1日

規則第12号

改正 平成9年8月1日 規則第4号

平成14年8月20日 規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第8号）の規定に基づき、休職発令の時期等に関して必要な事項を定めるものとする。

(発令の時期)

第2条 心身の故障のため、長期休養を要する場合における休職発令の時期は、当該事由に基づく欠勤日数が引続き120日を経過した日とする。

第3条 刑事事件に関し起訴された場合における休職発令の時期は、当該事由に基づき起訴された日とする。

(期間更新の場合)

第4条 休職期間が満了した職員が引続き期間の更新を受けた場合又は復職した後1年以内に、更に休職させられた場合の休職期間の計算については、その前後期間は、これを通算する。

第5条 前条の規定による場合の休職については、第2条の規定は適用せず、その時期は、当該事由の生じた日とする。

第6条 休職期間が満了し、なお、事故が消滅せず、かつ、休職期間を更新しないときは、期間満了の日をもって当該職員は、その職を失ったものとする。

(補則)

第7条 この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成9年8月1日規則第4号）

- 1 この規則は、平成9年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日において、現に欠勤中の職員でその欠勤日数が引き続き120日を超えないものは、休職発令の時期をその欠勤を始めた日から起算して120日を経過した日とする。

附 則（平成14年8月20日規則第7号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、施行の日以後に復職した職員について適用し、同日前に復職した職員については、なお従前の例による。